

第1回 栄養・食生活に関する専門委員会

令和8年7月21日

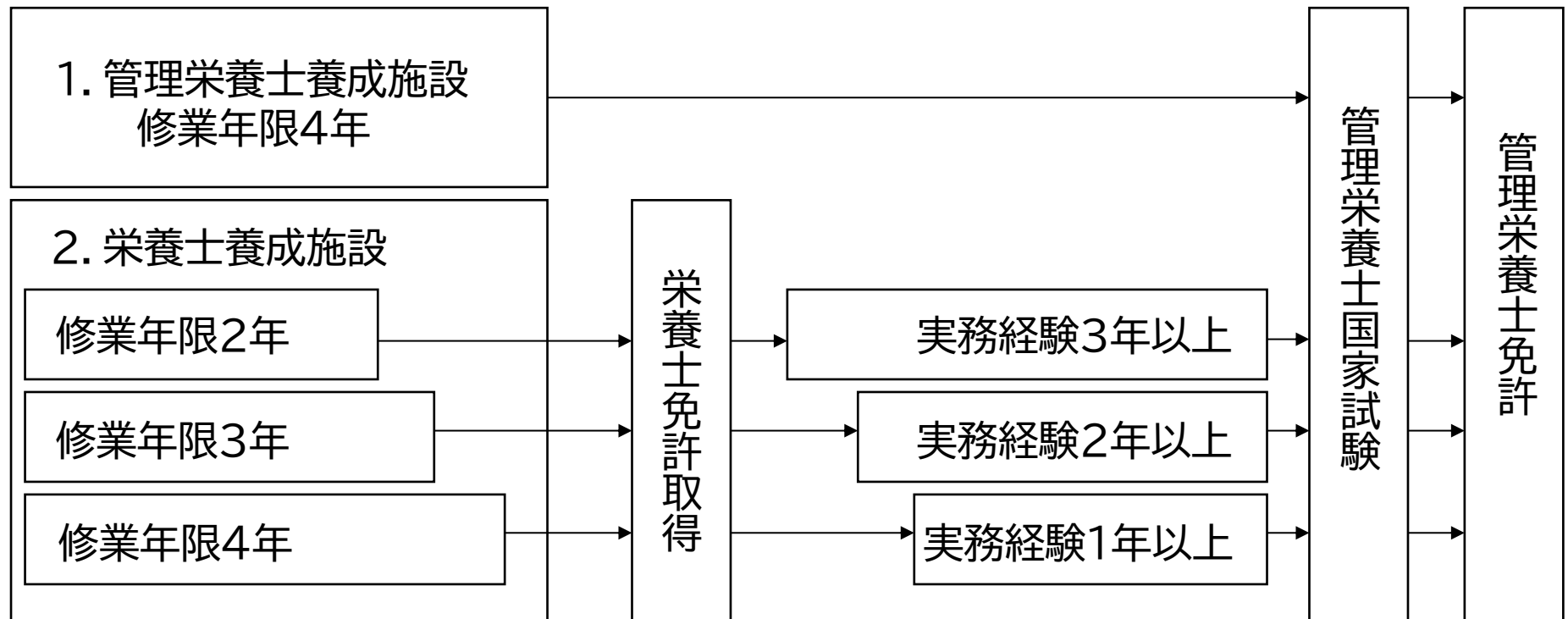
資料1

栄養士養成に係る現状と課題について

栄養士免許取得及び管理栄養士国家試験制度の概要

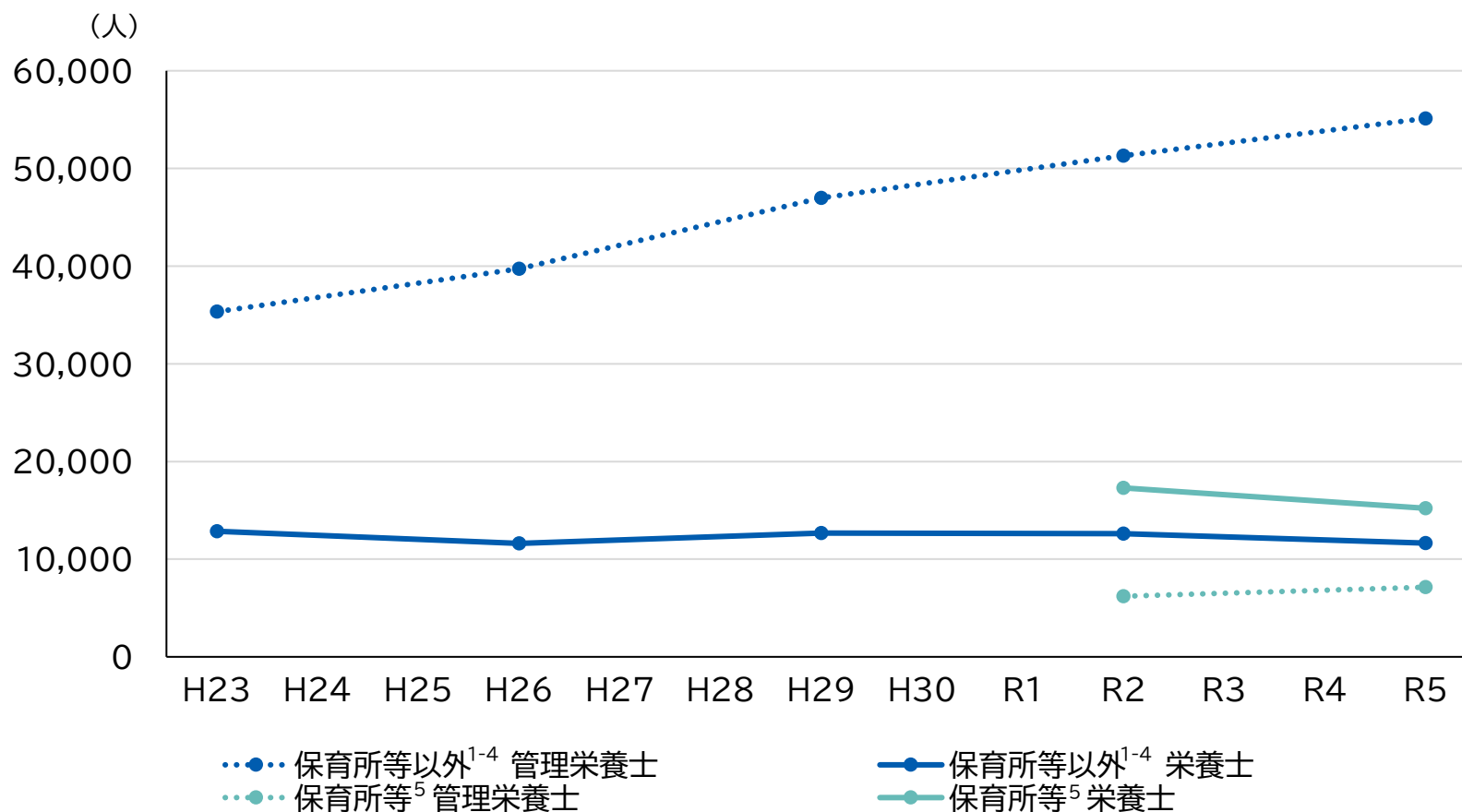
- 栄養士養成施設(管理栄養士養成施設を除く。)の定員数は7,667人、施設数は128※である。
※2年制は103、4年制は25。
- 管理栄養士養成施設の定員数は10,925人、施設数は151である。

(令和8年4月時点)



管理栄養士・栄養士関係業務の就業者数の推移

- 管理栄養士関係業務の就業者は増加しているのに対し、栄養士関係業務の就業者はほぼ横ばいである(栄養士の有効求人倍率は約4倍で推移している。)



(注) 保育所等の就業者数については、管理栄養士と栄養士が別集計となった令和2年度以降の分のみ掲載

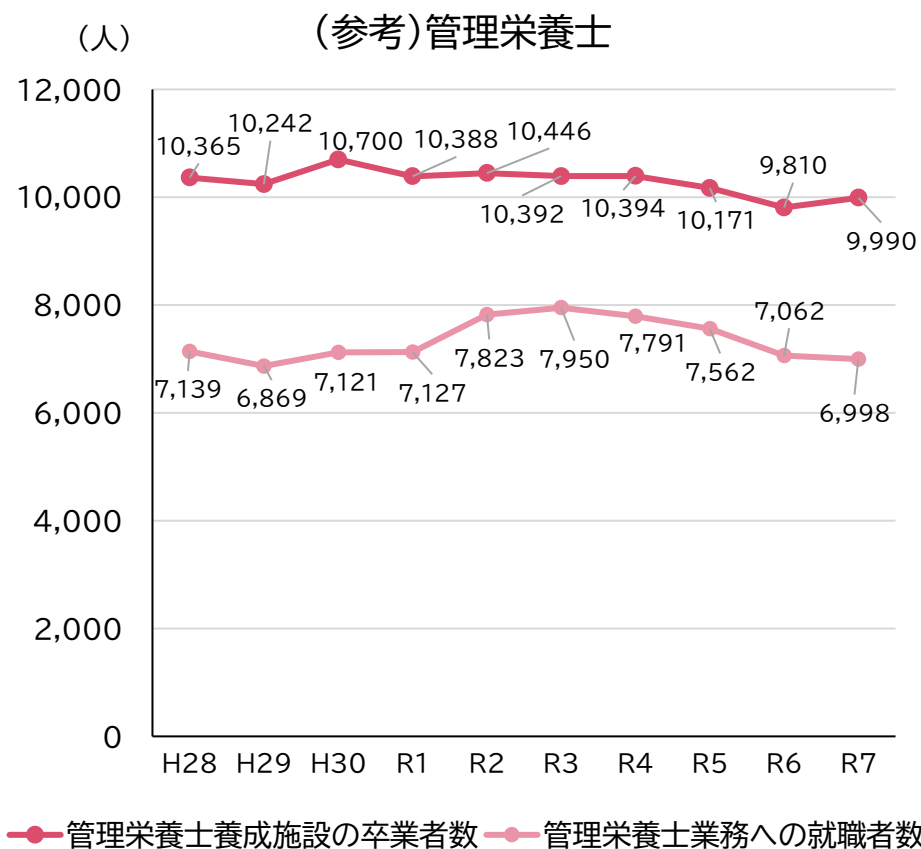
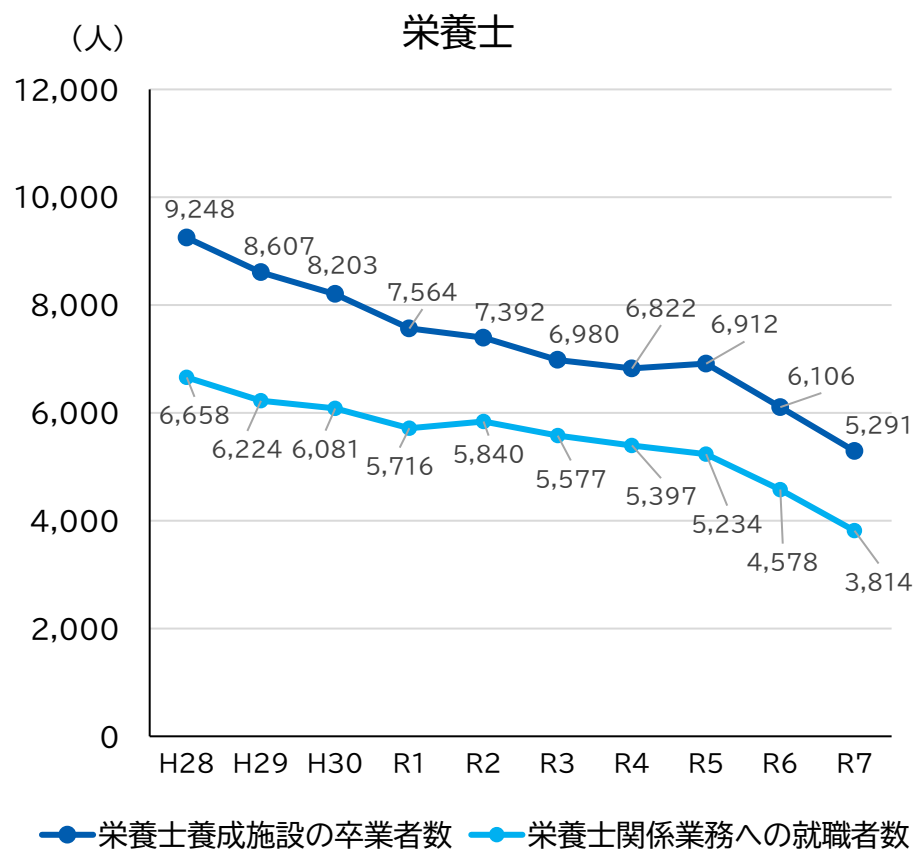
¹ 厚生労働省「医療施設調査」 ² 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」 ³ 厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室調べ ⁴ 厚生労働省「衛生行政報告例」

⁵ 厚生労働省「社会福祉施設等調査」

参考: 上記を基に、厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室において作成

栄養士養成施設の卒業者数、栄養士関係業務への就職者数

- 栄養士養成施設の卒業者数、栄養士関係業務への就職者数は、平成28年から令和7年にかけて半減している。

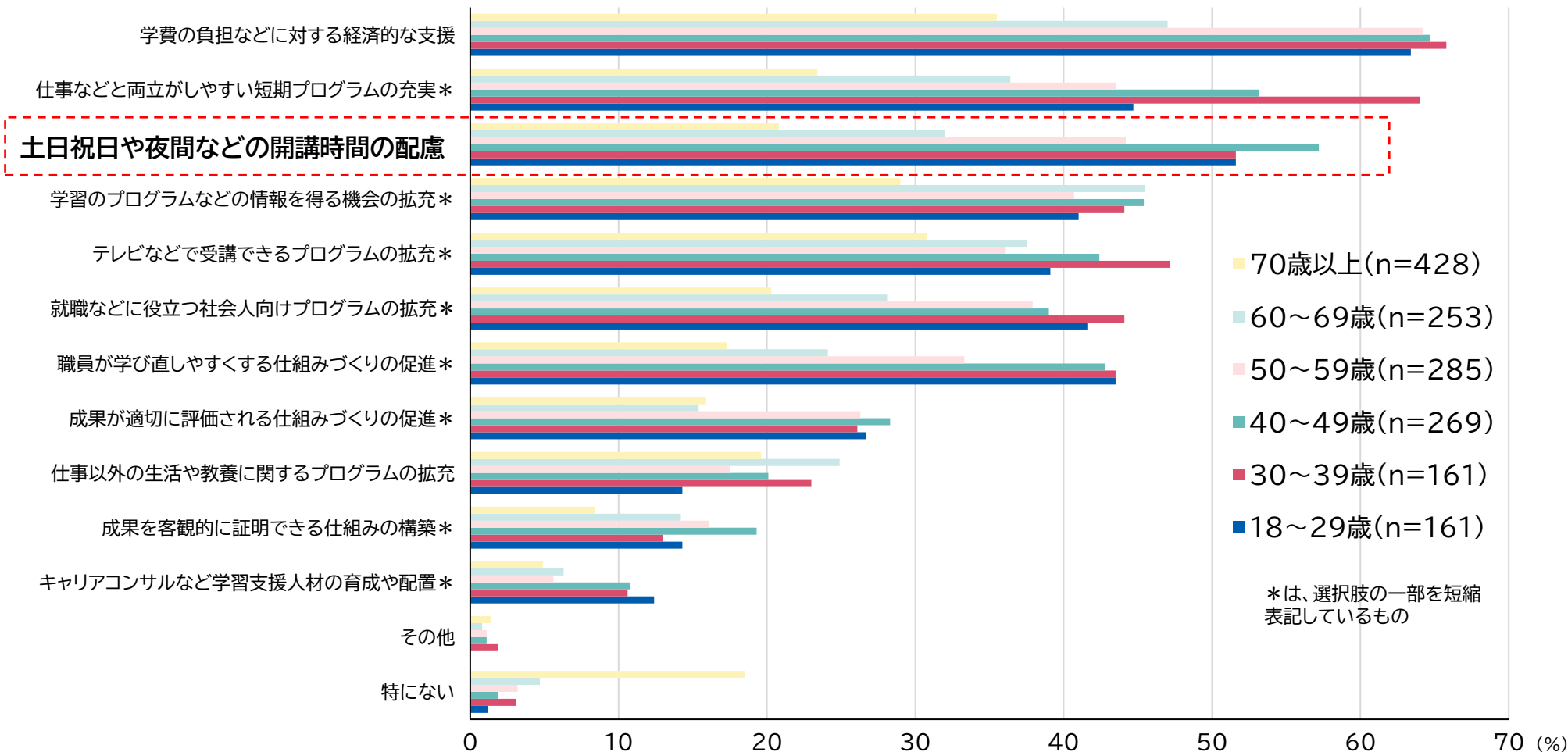


参考:管理栄養士及び栄養士課程卒業生の就職実態調査の結果(全国栄養士養成施設協会)を基に、厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室において作成

社会人が学び直しやすくなるために必要な取組

- 国の調査結果において、社会人が学び直しやすくなるために必要な取組として、18～29歳から40歳台の50%超の人が「土日祝日や夜間などの開講時間の配慮」と回答している。

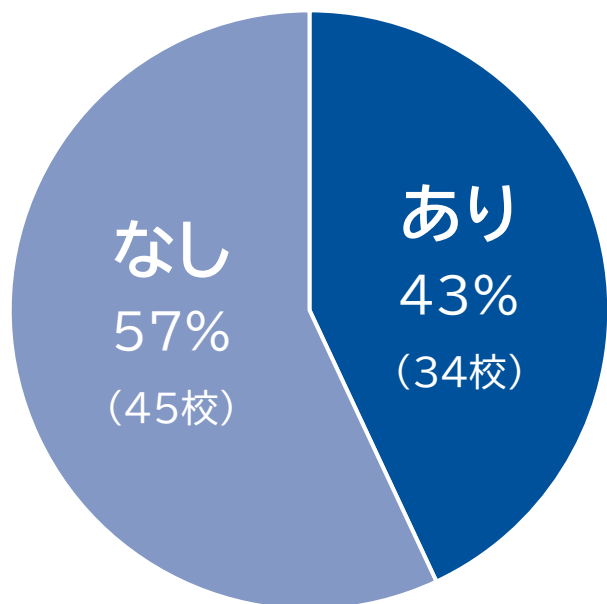
社会人が学び直しやすくなるために必要な取組



栄養士養成施設における受験希望者や学生等のニーズ

- 栄養士養成施設のうち、受験希望者や学生等から、夜間部で学ぶことのニーズの声が寄せられたことがあるものの割合は40%以上であった。
- 社会人(受験希望者及び入学者)は、経済面や、学業と仕事等との両立に関する不安などを有している。

これまでに受験希望者や学生等から、夜間部での教育に関するニーズが寄せられたことがありますか。(79校から回答)



社会人(受験希望者及び入学者)から栄養士養成施設に対して寄せられたことがある声
(36校から回答。複数回答あり。)

- ◆ 経済面に関する不安:16校
(例)昼間部のみなので、会社を退職しないと
いけない。経済的に不安を感じる。
- ◆ 学業と、仕事、家事・育児等との両立に
する不安:14校
(例)家庭との両立が難しく、勉強時間を確保
することができない。
- ◆ その他:9校
(例)(社会人なので)年齢が違うこと。

栄養士養成に係る現状等

- 栄養士養成施設指導要領において、夜間部及び通信制(通信教育)の課程は認められていない。
※他の医療関係職種(医師、歯科医師及び薬剤師を除く。)においては夜間部が設置されている。通信制は原則実施されていない。
- 栄養士法施行規則において、「給食の運営」については、校外実習※を1単位以上行うこととされている。
※学校給食センター、事業所、保育所等において実施。

○ 栄養士養成施設指導要領(健発第936号平成13年9月21日)

第1 総則的事項

2 夜間部、通信教育又は高校の専攻科による栄養士の養成は認められないこと。

○ 栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)

(養成施設の指定の基準)

第九条 令第九条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育の内容は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の学校をいう。以下同じ。)にあつては別表第一、それ以外の施設にあつては別表第二に定めるもの以上であること。

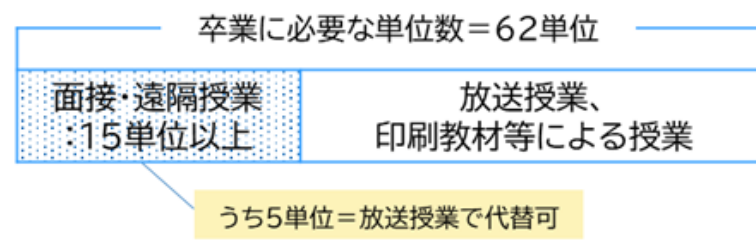
別表第一の備考

三 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う

(参考)通信教育に係る授業の方法のイメージ

短期大学(修業年限2年)における通信教育

62単位のうち、少なくとも15単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該15単位のうち5単位までは③放送授業による修得可。



資料: 短期大学通信教育設置基準第6条第2項を基に厚生労働省において作成

他の医療関係職種の養成に係る現状等

<夜間部設置に係る各種法令・通知等への規定状況>

資格名	法令	通知等
医師	無	無
歯科医師	無	無
薬剤師	無	無
保健師	無	無
助産師	無	無
看護師	無	有(可)
准看護師	無	無
歯科衛生士	無	無
歯科技工士	無	有(可)
あん摩マッサージ指圧師	無	有(可)
はり師	無	有(可)
きゆう師	無	有(可)

資格名	法令	通知等
診療放射線技師	無	無
臨床検査技師	無	無
理学療法士	無	有(可)
作業療法士	無	有(可)
柔道整復師	無	有(可)
視能訓練士	無	無
臨床工学技士	無	無
義肢装具士	無	無
救急救命士	無	無
言語聴覚士	無	有(可)
栄養士	無	有(否)
管理栄養士	無	有(否)

(注)法令・通知等で夜間部を設置できる旨の規定がない場合であっても、夜間部が設置されている職種もある。

栄養士の養成に係る課題と論点

- 栄養士関係業務の就業者数は、ほぼ横ばいの状況である。一方、栄養士養成施設の新卒者数のうち、栄養士関係業務への就職者数は毎年減少しており、平成28年から令和7年にかけては、半減している。
- 栄養士の有効求人倍率は約4倍で推移しており、一定程度の栄養士の需要が見込まれる中、より幅広い人材(特に社会人)が学びやすい環境を整備していく必要がある。
- 例えば、社会人が学び直しやすくなるために「開講時間の配慮」が必要との声がある中、現状では、栄養士の養成について夜間部や通信制の設置は不可となっている。
- 実際に、多くの栄養士養成施設に対し、夜間部の設置に関するニーズが寄せられている。
- 他の医療関係職種(医師、歯科医師及び薬剤師を除く。)の養成については、夜間部が設置されている。

論点

- 栄養士の確保に向けて、栄養士養成施設について、より幅広い人材(特に社会人)が学びやすくなる方策として夜間部及び通信制が考えられる中、両者に係る課題と留意点として、それぞれどのようなものがあるか。

栄養士養成に係る課題と留意点

● 夜間部について

- ・ 講義等は、他の医療関係職種の例を踏まえると、夜間部においても昼間部と同様に実施することが可能と考えられる。
- ・ ただし、校外実習については、他の医療関係職種では原則として昼間に行うこととされており、この点につき、留意が必要と考えられる。
- ・ また、教員の労働時間(昼間部と夜間部の兼任等)についても、留意が必要と考えられる。

● 通信制について

- ・ 卒業に必要な単位数の大半について、双方向性のない放送授業等で修得できるとされている。また、他の医療関係職種では、原則実施されていない。
- ・ 栄養士の養成において導入する場合は、教育の質を担保する観点から、十分な検討が必要と考えられる。

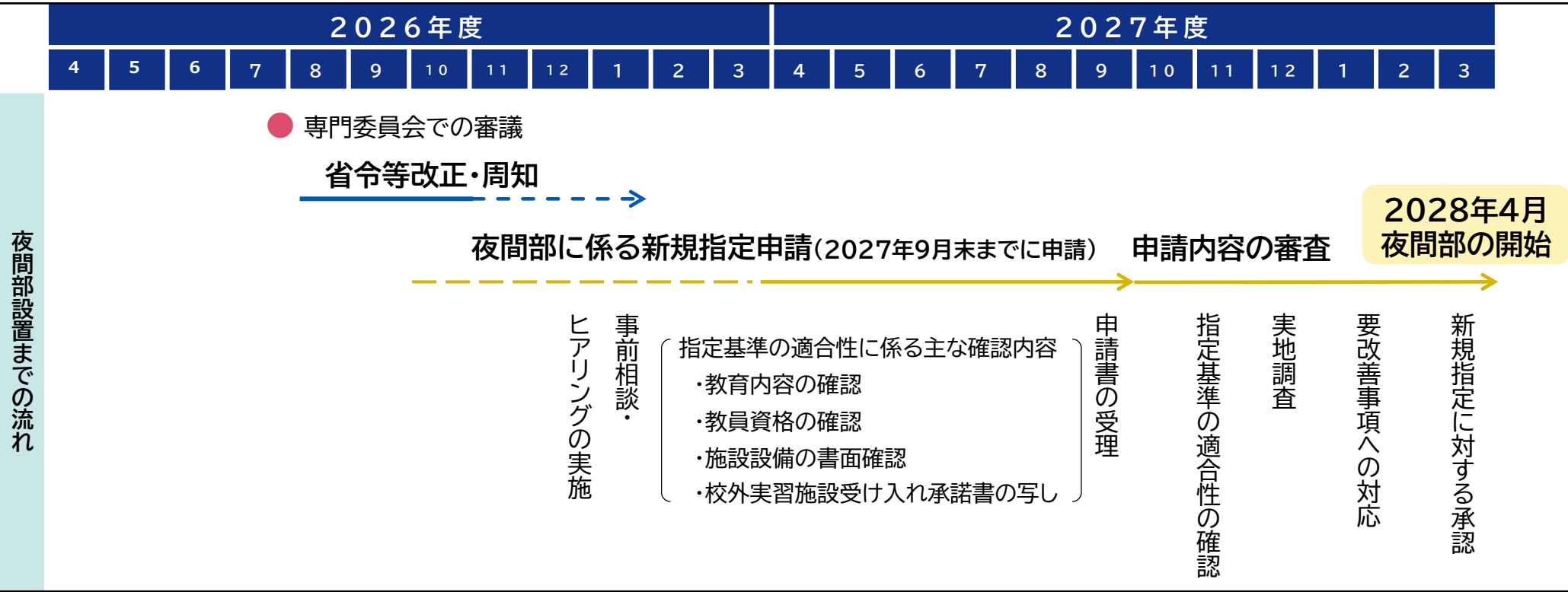


- ・ 栄養士養成課程に、夜間部の設置を認める方向で制度改正を行ってはどうか。ただし、改正に当たっては、校外実習の時間帯、教員の労働時間等について留意することとする。
- ・ 通信制については、教育の質を確保する観点からの十分な議論が必要なため、引き続き検討を行う。

今後の対応(案)

- 夜間部の設置については、2026年度内に改正・周知を行う。新規指定の申請は2027年度から受け付け、2028年度から設置できるようにすることを目指す。
- 通信制の設置については、夜間部における養成の運用状況等を踏まえ、検討する。

スケジュール(イメージ)



・夜間部の新規設置に係る審査については、実地調査を含む種々の手続があるため、栄養士法施行規則に基づき、指定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、新規指定に係る申請書を各厚生(支)局長に提出する必要がある(大学、短大については、別途文部科学大臣に対して、専修学校等については別途所轄庁である都道府県知事等に対して、設置認可申請等の手続が必要となる場合がある。)。 11